

第3次ふるさと向日市創生計画 改訂（令和8年度版）（案）に係る
パブリックコメントに対する市の考え方

No.	ご意見概要	市の考え方
1	<p>京都アリーナ建設計画については、道路整備を含む都市基盤整備を先行して実施するのが都市計画の基本と考える。</p> <p>にぎわい施設であるアリーナを先に建設すれば、道路整備等に要する時間と費用が増大するのは明白だと考えるが、施策分野『都市基盤の整備』でも一切触れられていないのはなぜか。</p>	<p>本市においては、従来からの府道整備に対する要望事項はもちろんのこと、計画地に接する府道柚原向日線及び府道西京高槻線について、敷地内側において都市計画道路の歩道と一体となったゆとりある歩行空間の整備や、競輪場外周の向日市道沿いについても両側歩道の確保等を京都府へ要望しているところです。</p> <p>いずれにいたしましても、京都府が整備する事業であるため、本計画には明記しておりません。</p> <p>なお、本計画の「施策分野3 都市基盤の整備」の「施策1 道路整備の推進」に示しております都市計画道路をはじめ、幹線市道や生活道路の整備、更には交通安全対策の一層の推進を図ることが、本市の都市基盤整備に寄与するものと考えております。</p>
2	<p>施策『駅周辺の都市基盤整備』について、取組『JR向日町駅周辺整備事業の推進』として、『市街地再開発事業による再開発ビル整備の推進』とあるが、タワーマンションの建設に伴う、災害時などのタワーマンションが抱える諸問題については一切述べられておらず、これでは生活の安心・安全の確保とは言いがたいと考えるがどうか。</p>	<p>本市では現在、JR向日町駅東口開設推進事業として東口開設に向け、東西自由通路、東口駅前広場、アクセス道路の整備や、市街地再開発事業による拠点整備を推進しているところです。</p> <p>「タワーマンションの災害時における諸問題」につきましては、高層建築物を建築する場合は、建築基準法に基づき国土交通大臣の認定を取得する必要があります。</p> <p>さらには、京都府及び指定確認検査機関により火災の延焼、倒壊の防止、避難経路などについて、同法に定められた基準に適合しているか審査されます。</p> <p>このように、高層建築物の建築につきましては、法律に基づいた様々な審査がされることから、生活の安心・安全は確保されているものと認識しております。</p>